

【令和6年度版】



大切なお知らせです。
必ず保護者の方へ渡してください。

中学3年生の保護者の皆様へ

高校生への2つの支援について

①授業料の支援（高等学校等就学支援金）

②授業料以外の教育費に係る支援
（高校生等奨学給付金）

どちらも国および長崎県が行う支援で、**返還不要**の制度です。

- ◆入学前の手続は不要です。
- ◆入学後に各学校へ申請していただきます。
- ◆手続が必要な時期に学校から案内があります。



公立高校の場合

①授業料の支援について（高等学校等就学支援金制度）

◆年収約910万円未満の世帯が対象

（県内の公立高校生の約9割が本制度を活用しています。）

※年収約910万円はあくまで目安です。認定に当たっては、保護者全員分の税額をもって判断します。認定基準の詳細についてはホームページをご覧ください。

◆本制度の認定を受けた世帯は、**授業料の負担がなくなります。**

（本来負担いただく授業料を国が支援するしくみです。生徒や保護者へ授業料相当額が給付されるものではありません。）

※本制度の対象外の世帯は授業料の全額を負担していただきます。

【授業料（全日制の場合）】

118,800円（毎月9,900円×12か月）

※学校によって、授業料以外にも毎月負担していただく費用（生徒会費、PTA会費等）があります。

◆申請方法については入学後に学校から案内があります。

②授業料以外の教育費支援について（高校生等奨学給付金）

◆生活保護世帯、住民税所得割非課税の世帯※が対象

※年収約270万円未満の世帯（年収は目安です。）

◆世帯の状況等に応じて、32,300円～143,700円の給付が受けられます。※令和6年度給付額

◆申請方法については入学後に学校から案内があります。

私立高校の場合

①授業料の支援について（高等学校等就学支援金制度）

◆年収約910万円未満の世帯が対象

（県内の私立高校生の約8割が本制度を活用しています。）

※年収約910万円はあくまで目安です。認定に当たっては、保護者全員分の税額をもって判断します。認定基準の詳細についてはホームページをご覧ください。

◆本制度の認定を受けた世帯は、**授業料の支援が受けられます。**

（本来負担いただく授業料を国が支援するしくみです。生徒や保護者へ授業料相当額が給付されるものではありません。）

【授業料の支援内容（全日制の場合）】

- ・年収約590万円未満世帯 ※年収は目安です
396,000円（毎月33,000円×12か月）
※授業料額が33,000円/月に満たない場合は、授業料額が上限となります。
※通信制高校は支援額が異なりますのでご注意ください。
- ・年収約590万円～910万円未満世帯 ※年収は目安です
118,800円（毎月9,900円×12か月）

※この他にも私立高校は県独自の授業料減免制度があります。
詳しくはホームページをご覧ください。

◆申請方法については入学後に学校から案内があります。

②授業料以外の教育費支援について（高校生等奨学給付金）

◆生活保護世帯、住民税所得割非課税の世帯※が対象

※年収約270万円未満の世帯（年収は目安です。）

◆世帯の状況等に応じて、52,100円～152,000円の給付が受けられます。 ※令和6年度給付額

◆申請方法については入学後に学校から案内があります。

教育費に係る支援の詳しい制度内容については、
県のホームページにてご確認ください。

【ホームページURL】

(国公立)

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-kankyo/index.html>



○支援内容

- 県立高等学校の授業料など
- 長崎県公立高等学校等奨学給付金
- 修学支援制度（通学費の補助など）

(私立)

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/gakuji/index.html>



○支援内容

- 私立高校の授業料等への補助制度について
- 長崎県私立高等学校等奨学給付金

【担当課】

(国公立)

長崎県教育庁教育環境整備課 095-894-3323

(私立)

長崎県総務部学事振興課 095-895-2282